

県南広域振興局長告示第126号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年11月22日

県南広域振興局長 小 島 純

保育所等訪問支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0350600060	発達サポートIMEトレーニング北上1号館	北上市常盤台四丁目7番48号	令和6年11月15日
0350600094	スパークスタジオ岩手北上（IMEトレーニング北上2号館）	北上市芳町9番5号	〃
0351500186	発達サポートIMEトレーニング奥州1号館	奥州市水沢佐倉河字東柳ノ町23番地3	〃
0351500236	発達サポートIMEトレーニング奥州2号館	奥州市前沢塔ヶ崎21番地8	〃